

日隆聖人と東国法華宗

大 平 宏 龍

一、問題の所在

日隆聖人（一三八五—一四六四）は、その著書の各所に宗祖門下の先師並に同時代の諸師の義を採りあげて評破する所があり、⁽¹⁾その中には「関東法華宗」の諸師も含まれていることは周知の通りである。また彼の本果院日朝聖人（一三九三—一四六六）と人法互通を約して、後世いわゆる東朝西隆の語を生み、隆師（以下、之に準ず）の著である『十三問答抄』二巻は朝師の質疑に対する回答書であると伝えられている。⁽³⁾更には隆師の教学思想が当時の富士門流の諸師に少なからぬ影響を与えたことが指摘されてもいる。⁽⁴⁾

隆師と東国法華宗との関係についての以上の事柄は、隆師の教学思想の成立と展開を究明しようとする時、非常に興味深いものがある。

即ち、第一は東国法華宗諸門流教学と隆師教学との思想史的關係如何の問題であって、もし表面的には一方より他方への批判の形のみであったとしても、そこには必ず相互の思想的交流・影響があるはずであるとみるのは思想史研究における常識であるから、隆師教学においても此の点の再検討がなされねばならないのは言う迄もないことである。然しこの問題は、門流教学勃興時代とされる当時の日蓮門下教学界の状況からして、単に東国・西国の如き地域

的問題ではなく、宗祖門下全般に亘って考えねばならぬことであるから、その考察は別の機会を得ての事としたい。

さて第二の東朝西隆一味法水の盟約に関しては、教団の歴史と現状の示す所であり、現在迄に伝承を否定する証拠も見出されていないので、そこには何等の問題もないのではあるが、日隆・日朝両師の関係を示す具体的な資料は何等呈示されてはおらず、依然として伝承の段階に止まっているのは遺憾である。

第三の富士門流に与えた隆師教学の影響については、今日に伝わる双方の著述内容からの推論であり、結論は首肯されるが、やはり両者の関わりを具体的に示す物証は示されていないのである。

そこで拙稿では、今の第二・第三の問題について管見の限りでの資料を紹介し、その注意すべき所以を考えてみたいと思う。

二、隆師の教学資料集輯に関して

1、久速立正寺での書写

先ず最初に紹介するのは、隆師所持の宗祖御書写本の中の二通の末尾に記された識語である。

A、『富木入道殿御書』（定遺番号九三『富木入道御返事』写本）

（智本）御筆正本ハ下総中山安世院所持也

山立正

於甲斐國久速安國。寺北面書之無双秘書也

文安三年丙寅九月廿二日

智本

一校了

B、『観心本尊抄副状』（定遺番号一一九『観心本尊鈔副状』写本）

（本果日
朝筆カ）

沙門日朝花押

（智本） 文安二年丁卯正月廿六日

於甲州久速安國山立正寺被許之一畢

廣宣流布令法久住 本化沙門智本花押

南無抄法蓮華經 法主日蓮大士

この両写本は共に尼崎市本興寺に現蔵され、資料A・Bの筆蹟は資料Bの「沙門日朝花押」を除く外はすべて智本師のものであると認められる。智本師は生没年不詳であるが、⁽⁵⁾隆師の直弟子であったことは確かで、隆師が次々と多くの著述をされる過程で常隨給仕し、助力の功績が大であった。隆師の著述中、『本門戒体見聞』三帖の定本は智本師の清書本⁽⁶⁾であり、後述の『四帖抄』の写本も存し、また隆師自筆の著述中でも天台三大部本末等の長文の引用の場合には隆師に代って筆を執った場合がみられるのである。

扱て、此のA・Bの資料より直ちに知られることは、智本師が甲州久速の安國山立正寺に於て、文安三年（一四四六）九月二二日に『富木入道殿御返事』を、翌文安四年（一四四七）正月二六日に『観心本尊抄副状』を書写してい

日隆聖人と東国法華宗

るといふ事実である。

これに関連して興味深いのは、やはり智本師所写の『四帖抄』⁽⁷⁾の存在であって、そこには次のような識語がみられるのである。

C、『四帖抄』第一

(末尾) 法華天台兩宗勝劣抄 四帖内
第一

撰州尼崎。流之私 本興寺

於撰州尼崎本興觀(こく)学院東面書之了 後見之諸人

本門壽量品肝心南無妙法蓮華經自他法界廻向云云

文安四年丁卯閏二月廿八日 智本花押

本興寺常住

D、『四帖抄』第二

(末尾) 法花天台兩宗勝劣抄 四帖内
第二

撰州尼崎本興寺流之私 花押 (署名ナシ)

文安四年丁卯卯月七日

本興寺常住

このC・Dの資料によれば、智本師は少くとも文安四年の閏二月二八日には本興寺へ戻っていたので、実際は資料Bを書写し終えてほどなく立正寺を辞したことになると思われる。彼此考え合せると、少くとも資料A Bの間約四ヶ月は、恐らく立正寺に逗留して書写を続けていたものと推測するのが自然であろう。但し他に徴すべき資料は見当らない。

芹沢泰寛先生によれば、本果朝師の立正寺嗣法は正長元年（一四二八）とされ、また六十歳をすぎたから立正寺に常住と推定されているが、文安三、四年頃に立正寺の宝物についての権限を有しておられたのは確かであろう。資料B『本尊抄副状』に「甲州久速安国山立正寺に於て之を許され畢んぬ」と智本師が記するのに対して朝師の署名と花押が在ることが、それを推測させるのである。智本師の立正寺訪問は必ずや師匠たる隆師の命によったものと考えられ、そうすればここに隆師と朝師の關係が浮び上ってくるのである。

ところで、この文安三、四年頃は、株橋日涌先生によれば、隆師が『名目見聞』等を書き終え、『弘経抄』を著述し始められた頃と考えられている⁽⁹⁾。然し、智本師の訪問は特に『弘経抄』述作と密接な關係はないであろうと思われる。その理由は、隆師の宗祖御書に対する見方は、既に永享八年（一四三六）の『御書文段集』著作においてほぼ確立されており、そのことはそれ以前にかなりの量の宗祖御遺文を讀破し、統一的な見解を持ち得ていたことを示すものと思われるからであり、資料A『富木入道殿御返事』は管見に於ては『弘経抄』のみならず他の隆師の著作に引用はなく、ただ写本が伝えられているのみであることも考える必要がある。ちなみに資料B『観心本尊抄副状』は『弘経抄』『名目見聞』『玄義教相見聞』に引用がある。故に智本師の文安三、四年の立正寺行は、隆師が晩年に至るまで宗祖御書の蒐集を心掛けていた一つの現われであるとみられよう。尤も、永享七年（一四三五）に初めて両師の会合があったとして、何故この頃に智本師が立正寺を訪問したのかは疑問となるが、その間の事情は何も知られない。然

し、周知の如く隆師は『十三問答抄』に

高祖師一期在生諸御抄在在所所寺寺院有_レ之通_レ之秘_レ之悉_レ不_レ及_レ拜見_一⁽¹⁰⁾

と御書拜見の難しさを歎いている。恐らく朝師の慇懃によって御書を書写できる機会を得た隆師・智本師の喜びは、今日からは殆ど想像以上のものであったであろう。

2、御書収集に関して

扱て、智本師は資料A・B以外の文献も当然書写したであろうが、これについては判断の材料がないので具体的なことは不明である。然し、資料Bは現在『観心本尊抄文科』（定遺番号統二七、異称は『観心本尊得意抄』『五段抄』）及び真間弘法寺宗明著『開目抄文段』と共に卷子本一卷に仕立てられている。これは本興寺二八世日頭師が貞享三年（一六八〇）の修覆時に、何等かの理由によってセットとして表装されたものと考えられるので、或は両書もまた智本師の立正寺行によって齎らされたものかもしれない。然しこれもまた急に結論を出すことはできない。

次に芹沢先生によれば、本果朝師の筆写にかゝる御書写本として『孟蘭盆御書』『念仏無間抄』『蘇谷入道殿御返事自寺泊津』『如説修行抄』『月水御書』『御消息文二行』が報告されている⁽¹²⁾。この中で書名未詳のものは別として、隆師の引用のないものは『念仏無間抄』のみである。たゞ『弘経抄』以前の著と考えられる隆師の著作に『寺泊御書』『如説抄』『月水抄』は既に引用されており、本果朝師の下で筆写した御書として特定できるのは資料A B以外には見出し得ない。

ここで注意されるのは、高木豊氏が「近世初頭における関西日蓮教団の動向」と題する論文の中で、休息立正寺に

において御書集成が行われた可能性を示唆されている点⁽¹³⁾である。氏が資料とされたのは「室町時代末期の書写と思われる」と言うことであるが、朝師在任の頃も立正寺にはかなりの数の御書が集められていたと考えてよいのではなからうか。

日蓮門下に於て最初に御書集成の動きがあったのは、各有力寺院を中心とした東国法華であったとされるが⁽¹⁴⁾、それは日蓮聖人の活動範囲と信者の分布地域から推測しても当然であつたらう。かの録内目録の如きも身延系の学匠によつて作られたものとの説がなされている⁽¹⁵⁾。隆師が既に「百四十八通の目録」⁽¹⁶⁾（録内目録）を所持していたこと、及び隆師の著作中になら多く東国法華宗について言及があることは、必ずや隆師は東国法華宗に關しての情報を得るルートを有していたものと考えてよいであらう。隆師が『四帖抄』に永享六年作の真間弘法寺宗明の『開会抄』を引用している⁽¹⁷⁾ことは、その有力な証左となるものである。隆師の東国法華宗に關する情報源の一が本果朝師との關係であり、智本師の立正寺訪問が現在知ることのできるその唯一の確実な痕跡⁽¹⁸⁾であるとみてほゞ誤りはないと思われる。

三、富士門流諸師の隆師教学の研鑽

次に、隆師教学が富士門流、殊にはその上古の教学に与えた影響に關して、執行海秀氏は大石寺九世日有（一四〇九—一四八二）と保田妙本寺九世日要（一四三六—一五一四）の両師の教学に隆師の八品下種論の強い影響を認め、妙本寺一四世日我（一五〇八—一五八六）と要法寺一九世日辰（一五〇八—一五七六）の両師については、隆師教学の大きな影響を受けながら寿量文底説に立脚せる興門教学の確立につとめ、その立場より隆師教学に対して批判がなされていると指摘されている⁽¹⁹⁾。撰取・受容に力点があるか、批判に力点があるかの相違はあつても、いずれも隆師教学が大きく

く関与しているのは否定できない所であるが、前述の如く、その場合の考察は主として双方の著述内容からの分析・推論であり、彼我の関係についての伝承が援用されることはあっても直接の関わりを示す物的証拠・文献資料が示されていくわけではない。

然し、此の問題に関して管見にふれた資料には次のようなものがあり、しかも従来殆ど注意されることがなかったとみられるのであるが、それらを考慮することで、富士門流上古の諸師の教学研究の一面を、一層明確に把握できると考えるものである。

1、本興寺蔵写本三種

以下に紹介する資料EFGは、いずれも尼崎市本興寺に現蔵するものである。これらは伝来の経路からして一具に考えるべきものであるが、まず書目別に資料価値をみてゆくこととする。

E、日隆著『玄義教相見聞』写本識語

(表紙) 玄義教相見聞全

日実之

(末尾) 写本云

長祿三年己卯卯月六日於尼崎 日安写之

御本云

此抄者於尼崎日安上人御写候ヲ日要上人

仏法之御用而登山時日安以下以多筆

書写之日門中將御出候此外廿五ヶ条也

尼崎秘書良指剔⁽²⁰⁾ 日門云尼崎^ニ 此抄

両帖為勝秘義無之云云 九州下向之時

從蓮要坊日賢之坊求之持来処也

於後日當流之下地^ニ学之於其上

富山独歩之重可有落着者也日果

日柔其趣也^ト

天正十三年乙酉七月廿五日

^{七十八才}
示云日我判

(引用者注、御本云以下天正十三年の行までの全体に大きく×印あり)

房州妙本寺住山之日城腰御隠居へ御留主居之時

御寺之以正本写之一天四海廣宣流市

之助縁也後見之人本因下種之妙法

只一返奉頼候九州日向清武蓮徳寺ニ而

出家

教淳房
日實花押

元和七年辛酉二月時正書写畢

日隆聖人と東國法華宗

(引用者注、之助縁以下三行全体に大きく×印あり)

(他筆) 洛陽本館寺 日守花押

この資料について判明する事柄を記せば左の通りである。

(一)これは日蓮教学中の本迹問題を中心テーマとした日隆著『玄義教相見聞』(異称として、玄義教相の下、又は一帖抄という)全一帖の写本(完本)である。

(二)筆写年時は、元和七年(一六二二)二月の時正、即ち彼岸の中日である。

(三)筆者は九州日向清武の蓮徳寺で出家した教淳房日実であり、自ら所有していたものと思われる。日実は富士門流保田系に属する僧であることはわかるが、その他の詳細は管見には不明である。

(四)この写本は、日安所写本よりの転写本を日我が所有していたのを底本として、保田抄本寺で書写したものである。

(五)最初に日安が尼崎(恐らく本興寺)で『玄義教相見聞』を書写したのは長禄三年(一四五九)四月六日で、安師は四七歳、隆師は七五歳の時である。

〔備考〕

日安とは、恐らく房州保田妙本寺・富士小泉久遠寺第九世の按捺阿闍梨蓮台坊日安(一四一三—一四八七)のこと(21)で、相模国三浦の生れ、俗姓は南条、氏は平。日安の教学思想は明らかではないが、著述としては日叡縁起・要郷目縁起各一卷(22)があり、その筆写にかゝる写本も存するようである。日向門徒と和融(23)したのは日安の代であり、また小泉久遠寺開創で知られる。即ち、周知の如く大石寺の後継争いで日道に敗れた日郷は建武年間に安房国吉浜(千葉県安房郡鋸南町)に妙本寺を開いて拠点とした。いわゆる日郷門徒(富士門流保田系)の本山である。一方、日郷の

弟子となった日叡は郷里の日向国日知屋財光寺に定善寺を創し、これがいわゆる郷門中の日向門徒の中心であり、日郷門徒の有力な拠点の一つともなっていたのである。然るに、双方の間に不和が生じた為、文明九年（一四七七）、後述の日叡は日朝等と日向より保田を訪ね、日安との間に本末和合の約を結んだのであった。これより先、嘉吉三年（一四四三）、日安は定善寺日掟の遷化後、日向に赴き本尊を改むというが、或はこれに關係した事であったのかもしれない。日安が先代日永より妙本寺を譲られて保田に住したのは長祿三年六月一七日であり、同時に一乗房日朝も学頭となったのであるが、前述の如く同年四月には日安は尼崎を訪うていたのである。日安はこの後、応仁二年（一四六八）に、小泉に久遠寺を創している。日郷門徒は、日郷が大石寺後継争いに敗れた後も、私領である大石寺御堂たる蓮蔵坊を保持せんとしたが、これも利あらず、ついに応永三年（一四二六）、小泉の地に蓮蔵坊を移したのであったが、これを久遠寺としたものである。

(六)日安所写本の転写は「日叡上人仏法之御用而登山時」とある。これは安師が保田在任の時のことであるから、要師の事歴を参照する時、恐らく文明九年（一四七七）の妙本寺・定善寺本末和融の時のことではあるまいか。もし、そうであれば要師は四二歳、安師は六五歳の時である。恐らく短時日に書写する為か、日安以下大勢で筆写したのであるが、この『玄義教相見聞』は教住坊日門中将が写した。所写本は此の外二十五帖⁽²⁵⁾あったという。此等は尼崎流八品⁽²⁶⁾教学の秘書であり、良指⁽²⁶⁾剔⁽²⁶⁾であって、日門は、尼崎にも此の抄即ち『玄義教相見聞』と両帖（恐らく『四帖抄』、『五帖抄』を指すか）より勝れた秘義は無いと言っていると。此処の内容からすれば、「写本云」の下の「長祿云云」の一行は日安所写本の識語の転写であり、「御本云」より「日我判」までは、日我が日門書写本の識語を参考にするか或は日我が聞いた書写時の状況を加味して記した文章のように思われる。「日門云」の部分は、或は日門の識語であったのであろうか。

〔備考〕

日要とは、恐らく保田妙本寺・小泉久遠寺一世の三河阿闍梨惣持坊日要のことで、永享八年（一四三六）九月十六日辰の刻に九州日向国細島に生れ、俗姓は中村、藤原氏。蓮光坊日慮を師として得度し、要学と言った。日向本永寺の学頭房日朝に従学して学行共に聞え、本蓮寺・本伝寺等を建立、保田・日向の間を八度住復すと。殊に両方の不和解消に努力し、文明九年（一四七七）には、学解の師たる日朝に従い、財光寺日守と共に妙本寺を訪い、日安との間に本末和融を約したことは日要の功績とされている。延徳元年（一四八九）より妙本寺一世・学頭として保田に住す。明応八年（一四九九）年に上洛天奏の時、隆門の常住院日忠と会合すと。永正二年（一五一四）一月一六日寂、七九歳。安国論・開目抄・本尊問答抄等一一通の御書見聞をはじめ、宗旨大綱口決・富士門徒草案口決等の著があるが、いずれも門下の日杲・日寿等の筆受によるものである。⁽²⁹⁾

(七)要師が妙本寺登山の時に転写したという写本は、恐らく要師が所持して九州へ持ち帰っていたものであろう。それ故に、日我師は九州へ行った時に蓮要坊日賢の住坊でこの写本を見出し、改めて保田へ持参したものと考えられる。猶、日賢も管見では未詳である。

(八)日我師の識語の末尾の部分は、興門の諸師が一種悲壮なる態度で隆師の著作に接した事を示している。即ち、日隆教学を学ぶのは、後日、興門教学を發揮する為の下地（基礎）とする為であり、その上に富士門流独自の義を建てねばならない、この点で日杲・日柔両師も同じ考えであったと。これは富士門徒の自覚を持った我師等としては当然の意識ではあろう。然し彼等が争って隆師の著述を研鑽した事実は否定できない。その上、言う所の「富山独歩之重」とは富士門流所伝の口伝法門を指し、その内容は執行海秀氏も言われるように、日蓮聖人の真正の立場とは程遠いものであること⁽³⁰⁾は、今日の学問的立場よりしてもはや疑問の余地はないであらう。

〔備考〕

日杲とは、恐らく本寿房日杲のことであろう。⁽³¹⁾ 俗姓は福永、氏は藤原。天文一三年（一五四四）二月二五日、七七歳で寂。日要門下で日我の学法の師といひ、日向本永寺学頭であった。

日柔とは、恐らく蓮住坊日柔のことであろう。⁽³²⁾ 日我の学法の師であり、七月二〇日が祥月命日という。

(九)日我師がこの識語を記した天正一三年（一五八五）七月二五日には、また保田妙本寺五世中納言阿闍梨日伝師の法度三ヶ条を写して寺中を誡しめている。⁽³³⁾ 当時の我師の心中を思わしむるものがある。即ち示寂の前年であった。

〔備考〕

日我とは、恐らく大夫阿闍梨日我のことで、保田・小泉一四世。文龜五年（一五〇八）九月一六日、日向国佐土原に生る。俗姓は長友、幼名を乙都丸といひ、六歳で名義上、日要の弟子となり要賢と言った。蓮大坊日俊に受學し、天文元年（一五三三）、二五歳で妙本寺の法灯を継ぐ。天正一四年（一五八六）一月二一日寂、七九歳。著述は本尊抄・開目抄等の御書見聞をはじめ、富士立義記・法華經大意等多数である。⁽³⁴⁾ 日我の師の日俊は宝徳年中に隆師より教学を受けており、日我は日俊より隆門教学を学んだが、然しその教学は殆ど隆門教学の批判に向けられており、*糞蛇異見抄*はその代表的なものといふ。⁽³⁵⁾ 同書は「一帖玄文尼崎抄聞書」とも言い、天文一四年（一五四五）四月二一日の著である。⁽³⁶⁾ その後四十一年たって、日我は『玄義教相見聞』（二帖抄）の末尾に前掲の識語を記したのである。

(十)我師所持本であった当『玄義教相見聞』は更に妙本寺に於て教淳房日実師によって元和七年に書写され、それが恐らく光長寺二〇世日融師の手を経た後（後述）、本能寺日守師の手中に帰し、更に本興寺に所蔵されるに至つたのである。⁽³⁸⁾

〔備考〕

日守とは、恐らく本能寺（岡山）四九世日守のことで、元禄四年（一六九二）大坂に生れ、久本寺にて剃髪し日軌の付弟となる。字は春碩。大亀谷檀林で修学し化主となり信隆院と号す。ついで光長寺三一世となる。敦賀本勝寺に退蔵のあと、延享二年（一七四五）本能寺に晋む。寛延三年（一七五〇）大坂藤井寺に入り（同寺三世）、本堂を再建す。宝暦一三年（一七六三）寂、七三歳。当面問題の写本は恐らく光長寺晋山の関係で入手されたものである。

F、日隆著『五帖抄』写本

『五帖抄』とは台家教学における名目を当家の立場より解釈した『五時四教名目見聞』一六巻の中、法華経に関する部分、即ち「法華の下」五巻（五帖）をいい、その写本であるが、第五帖は現在、所在不明である。

第一帖

（表紙）

五帖抄第一

本化末流

日實之

（末尾）

日實花押

（同他筆）

本能寺

日守花押

右の表紙の記事は、「本化末流」は右下角に「日實之」は左下角に書かれている。表紙・本文とも日実の筆と認められる。日実・日守はそれぞれ資料Eと同一の筆である。（以下、資料Gまで同様）

第二帖

(表紙)

五帖抄第二

本化沙門

日實之

(末尾) 房州妙本寺ニテ写之

日州清武蓮徳寺住

教淳房日實花押

(同他筆)

本能寺

日守花押

表紙・本文とも日実の筆であり、保田妙本寺で書写されたものである。

第三帖

(表紙)

五帖抄第三

本化末流

日實之

(末尾)

日實花押

(同他筆)

本能寺

日守花押

表紙・本文とも日実の筆写である。

日隆聖人と東國法華宗

第四帖

(表紙)

五帖抄第四

本化抄門

日実之

(末尾)

日實花押

(同他筆)

洛陽本能寺

日守花押

表紙・本文とも日実の筆写である。

G、日隆著『四帖抄』写本

『法華天台兩宗勝劣抄』とは題名の如く台当異目を対照的に示すことにより当家教学の大綱を示さんとした著述で、四卷(四帖)である所から『四帖抄』とも呼ばれる。即ちその写本(完本)である。

第一帖

(表紙)

法華天台兩宗勝劣抄四帖内第一

日実之

(末尾)

日實之

(同他筆)

本能寺

日守花押

表紙・本文共、日実の筆写。

第二帖

(表紙)

法華天台兩宗勝劣折四帖之内
第二

日実之

(末尾)

房州妙本寺住山之時城之腰留主居之時書之

元和六年庚申十一月十三日書写早

教淳房

日實花押

三四之卷ハ久遠寺ニテ求之二、書統申処也

(同筆)

本能寺

日守花押

最末の日守筆分以外は、表紙・本文・識語共、日実の筆と認められる。元和六年(一六二〇)、十一月三日書写を終えているわけであるから、資料Aの『一帖抄』(元和七年二月時正)との間に、資料Fを書写した可能性もある。又『四帖抄』の第三、四帖は第一・二帖の書写より先に小泉久遠寺で入手していたものであろう。

第三帖

(表紙)

法華天台兩宗勝劣抄四帖内
第三

惣持坊

(判読不能)

日 要

日隆聖人と東国法華宗

日隆聖人と東国法華宗

(末尾) 干時寛正四年癸未九月七日已尅於富士小泉久遠寺奉寫(40)

(同他筆) 本能寺

日守花押

表紙は一筆、恐らく日要の自筆か。即ち、三河日要師所持本であつたものとみられる。但し本文・末尾識語は別筆のように思われる。再検

第四帖

(表紙) 法華天台兩宗勝劣抄四帖之内

日實之

(末尾他筆) 右門流秘傳書幸感得之可為後胤

亀鏡者也 本山廿世日融花押

(同他筆) 寛正四年癸未九月七日 惣持坊

富士山小泉於久遠寺書写之早 日要之

(同他筆) 本能寺

日守花押

持主 消去

表紙は日実筆。本文と筆写年時等の識語は第三帖の本文・識語とは異筆で、或は第三帖の表紙と同じ筆か。再検。やはり三河日要師旧蔵本であろう。

〔備考〕

本山二〇世日融とは、恐らく沼津光長寺第二〇世日融（高運院、或は真源院）のことで、明曆三年（一六五七）に晋山し、万治二年（一六五九）に退山。延宝九年（天和元年、一六八一）三月二日寂。江戸下谷真源寺の開山である。日融がどのような経路で当面の写本を入手したかは不明であるが「二十世」の署名からすると、光長寺在山中と考えるのが自然であろう。

以上、資料E・F・Gについてみると、E・Fは教淳房日実師が妙本寺で書写したものであり、Gの第三・四帖は小泉久遠寺で惣持坊日要旧藏本を入手した為に、その第一・二帖を妙本寺で書写して完本と為して所持していたことが理解される。その後、何かの理由によってEFGは一緒に光長寺日融師の手中に入り、更に日守師が光長寺に晋んだ縁によって入手したものである。更に推量すれば、その後これらの写本は誰か（守師？）によって隆師の正筆の存在する本興寺へ還って現在に至っているわけである。

此の三種の写本の中、資料Eの底本となったのは安師が長祿三年（一四五九）に尼崎で書写したものであり、Gの第三・四帖は小泉久遠寺で恐らく要師等によって寛正四年（一四六三）に書写されたものである。いずれも隆師在世中（七五歳・七九歳）の事である。伝える所によれば、隆師の直弟子にして本興寺を譲られた日登師（一四三―一四五九）は享徳二年（一四五三）に隆師の著述拝覧の式目を定め、又誠条を定めた⁽⁴²⁾とされるが、これが事実であるかどうかは検討を要するとしても隆師の晩年の頃、本興寺へ自他門の学徒が参集していたことは事実である⁽⁴³⁾。

2、本果朝師所写分

H、『弘經抄』写本三種

本門弘經抄_{内第十三帖ノ} 宝塔品_{下二帖ノ} 蓮靜寺藏

本門弘經抄_{内第十三帖ノ} 神力品_{下五帖ノ} 蓮靜寺藏

本門弘經抄_{内第百三帖} 東之坊藏

以上の三種は、芹沢泰寛先生の御指摘によるもので、⁽⁴⁴⁾いづれも朝師の花押があり、筆蹟も朝師直筆と認められると
のことである。これもやはり隆師の著述の東国へ伝播された一例として考慮されるものである。

四、結 語

以上、隆師と東国法華宗との関わりを考える上で顧慮されるべき具体的な資料を、管見の限りに於て紹介してきた。それらは僅かな数ではあるが、物証として貴重なものである。殊に資料Eは、彼の広蔵日辰師をして

日向ノ国日郷門徒ハ日隆ノ誤リヲ_{シテ}知蓮公ノ百四十八通ノ御書箱ノ中ニ入_リニ帖_ニ文_ニ賞_ニ翫_ニセル事ハ隆門ノ面目
興門ノ恥辱也。⁽⁴⁵⁾

と歎かしたその現物の一例なのであり、保田系の諸師が宗祖御遺文と同様に隆師の著述を尊んでいるという辰師の
言は決して誇張でなかったことを如実に示すものである。

今日、宗祖日蓮聖人御遺文、日隆聖人の著述などは、真蹟が多く伝えられており、又、刊本で著述内容が直ちに知られる為に、どうしてもその写本の研究がおろそかにされがちである。然し真蹟の存しないものについては言う迄もないが、真蹟の存在するものをも含めて、写本の研究のなされねばならぬことを改めて痛感する次第である。

註

- (1) 故株橋日涌先生は、既に昭和四六年度の法華宗教学研究会における所長講義で「日隆聖人の法華宗諸門流評破」と題して発表されている。
- (2) 弘經抄第七七卷（隆全八卷三三三頁）に「関東法華宗」とは、正しく関東地方を指すが、標題の東国とは、関西を中心に活動した隆師からみての東国という程の意に用いた。
- (3) 信隆日秀『両山歴譜写書継稿』（ウ）。然しこれも確たる文証はない。
- (4) 執行海秀『日蓮宗教学史』（昭和二十七年、平楽寺書店）、同「初期の隆門教学と興門教学との史的関係」（『如是』開百記念特別号所収、昭和三十一年、関東仏立学生会）、同『興門教学の研究』（昭和五九年、海秀舎）
- (5) 常住院日学上人であるとの説がある。
- (6) 尼崎市本興寺所蔵。
- (7) 尼崎市本興寺所蔵。
- (8) 「本果院日朝上人について」（『桂林学叢』第一号二九—三〇頁）。
- (9) 「日隆聖人教学の序説」（『桂林学叢』第四号四九頁）。
- (10) 『日蓮宗宗学全書』第八卷四二—四三頁。但し真蹟（本興寺蔵）によって刊本の読みを訂した所がある。
- (11) 恐らく修覆完了の期日は貞享三年正月二三日である。（巻末の顕師の識語）
- (12) 前掲論文、二六頁。
- (13) 宮崎英修編『近世法華仏教の展開』（昭和五三年、平楽寺書店）二三五頁
- (14) 同前二三五頁。

- (15) 宮崎英修「日蓮聖人遺文の文献学的研究」(望月敏厚編『近代日本の法華仏教』(昭和四三年、平楽寺書店)三七三頁)。
但し宮崎氏は録内目録の成立を「明德元年(祖滅一〇九年)以降より宗旨名目著作寛正二年(祖滅一八〇年)に至る間とすべきで」とあると言われているが、「百四十八通の目録」の語のみえる『開迹顯本宗要集』雑部第七「九識証拠」の著作年である「康正二年(一四五〇)正月十三日」を下限とすべきであり、『弘経抄』中にみえる「目録」の語を同義とすれば、更に遡ることとなる。再検。
- (16) 隆教第五卷一一八頁、一四大頁。
- (17) 刊本一四七頁。
- (18) 此の点で管見に於ては現在まで光長寺との関係を示す資料を見出せないのは遺憾であり、大方の御示教を御願したい。
- (19) 注(4)所掲の著書・論文参照。
- (20) この字は松本日宗先生の御示教によれば「剔」或は「剔」と判読できるということで諸橋轍次者『大漢和辞典』によれば、剔は「とく、骨をとく、骨と肉とを解きわける」等の意であり、剔は「たつ、さばく」等の意である。いずれにしても、この場合の「良指剔(剔)」とは、法門の筋みちを良く指し示し解きわける教え、その書物の意となろう。
- (21) 日安の伝記については、特に註記せざる部分は堀日亨編『富士宗学要集』(以下、富要)所収の日我述「年中行事」(相伝・信条部所収)、日我述「申状見聞私」(疏积部之一所収)及び「妙本寺文書」(史料類聚所収)に拠ったが、煩雑な為、一々の註記は省略した。また『日蓮教団史上』(立正大学日蓮教学研究所編、昭和四一年(第二刷)、平楽寺書店)、川添昭二「九州における日蓮宗の発展」(講座日蓮3)所収、昭和四七年、春秋社)、『日蓮正宗富士年表上』(昭和三九年、富士学林)を参照した。
- (22) 『日蓮宗宗学章疏目錄』五六頁。
- (23) 富要、宗義部之一、一四三、一九〇頁。なお同一九三頁に「明德四年癸酉九月」等とあるは誤写があると思われる。再検。
- (24) 日門中將については不明である。中將とは恐らく中將阿闍梨であろうが、これに関しては「中將阿闍梨日妙」がいる。(富要、史料類聚一一六頁)然し、日門との関係は管見に於ては全く知られない。
- (25) 原本は「条」であるが、「条」と「帖」は通用したとの松本日宗先生の御教示に従い「帖」と解した。

(26) 註(20) 参照。

(27) この箇所の意味が明了でないが、後掲資料F Gをみてもわかるように、隆師の著述の中では特に『四帖抄』『五帖抄』がよく読まれた形跡があるので、かく解した。然し隆師の著述中、質量共に主著たるべきものは『本門弘経抄』であり、『開迹顯本宗要集』と『私新抄』も重要な位置にある。『四帖抄』『五帖抄』それに『二帖抄』(名目見聞題号の下)は、むしろ隆師教学の入門書としてよく研鑽されたというのが実情であろう。

(28) 日要の伝記についての資料・参考書は註(21)に同じ。

(29) 『日蓮宗宗学章疏目錄』七二頁、及び執行海秀『日蓮宗教学史』(前掲)一三九頁。

(30) 『興門教学の研究』(前掲)一〇頁等。

(31) 日我『年中行事』(富要、相伝・信条部、二六六頁)

(32) 同前、二七四頁。

(33) 『富士年表』(前掲)一五八五年条。

(34) 日我の伝記についての資料・参考書も註(21)に同じ。

(35) 『日蓮宗宗学章疏目錄』九二頁。

(36) 執行海秀『日蓮宗教学史』(前掲)一四二頁。

(37) 『章疏目錄』では、養蛇異見抄は天文一四年四月一九日の著となっており、また玄文尼崎見聞とは別の著の如きである。(九二―三頁) 今急に原本が参照できないので暫く、その奥書に拠れる注記のある『富士年表』に従った。(一五四五年条)

(38) 仏立義書第二卷二二九頁に参考としてあげられた島田本『一帖抄』の底本は当写本の転写本のようなものである。

(39) 信隆日秀『兩山歴譜写書継稿』日守条。

(40) 『富士年表』によれば、小泉久遠寺は応仁二年(一四六八)に日安が創したことになる。(同年条) 今の寛正四年(一四六三)より教えて五年後であるが、実際はこの頃、久遠寺は既に存在して、応仁二年に公称したのであろうか。その間の事情は管見には不明である。猶又、今の写本の識語が後世の書込と考える理由はないと思われる。

(41) 『法華宗年表』(昭和四七年、法華宗宗務院)一六五七・一六五九・一六八一年条。

(42) 『法華宗年表』享徳二年条。但し『年表』には典拠として(德行)とあれど、石浜日勇『日隆大聖人德行記』には記事なく、寛記すなわち日寛の『德行記』(隆師尊縁起)には閑説する所あるも享徳二年のこととはしていない。ちなみに、日唱本『両山歴譜』(影写本)には「師(隆師)之高弟誠末弟曰」と御聖教拝覧の規定を挙げているが、やはり享徳二年のこととはしていない。故に『年表』の此の記事については更に後考に俟ちたい。

(43) 富要、史料類聚、三四四、三四五頁には、日我談の「止観略大綱見聞三帖の内の中の卷尼崎一筋之抄の識語」と「文句見聞尼崎一流の文句七帖の内第四なり(化城喻品)の識語」が収録されている。原本がみられぬ故に一切不明であるが、或はこれも今の問題に関係する資料かもしれない。共に古写本は雪山文庫蔵と。

(44) 「本果院日朝上人について」(前掲)二六頁。此等の写本は私は未だ実見していない。

(45) 要法寺日辰『負新記』(富谷日震編同書一三頁、大正一四年、日辰上人御遠記記念法会出版事業部)。

付記

『一帖抄』写本奥書の読解については松本日宗先生の御教示をいただいた。また参考文献中の『負新記』は松井孝純先生、日唱本『両山歴譜』(影写本)は小西徹龍先生、『興門教学の研究』は芹沢泰謙先生、『如是』は日種孝翁師より、それぞれ御提供をうけた。御厚意に対して感謝する次第です。

猶、拙稿は昭和五三年九月五日、法華宗教学研究所研究発表大会に於て口頭発表せる原稿を補訂したものである。